

『地域貢献活動休暇制度整備促進事業』 申請の手引



趣 旨

広島市では、地域貢献活動休暇制度を整備し、従業員等に地域貢献活動休暇の取得を促す企業等について、本市ホームページへの掲載を行うことにより、地域貢献活動休暇制度の整備を促進し、従業員が地域貢献活動に参加しやすい環境づくりを支援しています。

地域貢献活動休暇とは

企業等の従業員等が、各種地域団体（町内会・自治会、社会福祉協議会、防犯組合、自主防災会など、一定の地域における住民自治又は地域課題解決等のために自発的に活動を行う住民団体）が参画する環境美化活動、防犯・防災活動、交通安全運動など地域課題を解決する活動への参加や、各種地域団体の運営援助を目的とした活動を行うために取得できる有給休暇のことです。ただし、労働基準法第39条の規定による年次有給休暇は除きます。

企業等とは

企業のほか、個人事業主、一般社団法人、一般財団法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第2の「公益法人等」（法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用について「公益法人等」とみなす特定非営利活動法人を含む。）、又は別表第3の「協同組合等」に該当するものをいいます。

申請受付、問合せ先

広島市企画総務局コミュニティ再生課

所在地：〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 市役所本庁舎11階

電 話：082-504-2125

メール：community@city.hiroshima.lg.jp

広島市 HP

■ ページ番号 290618

 検索

1 対象となる企業等

次の企業等が対象となります。

- (1) 広島市内（以下「市内」という。）で事業を営む企業等
- (2) 法人の場合は市内に本店又は支店・営業所等の事業所があること。個人事業主の場合は市内に事業所等があること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) その他市長が適当であると認めたもの

※ ただし、次の企業等は対象外となります。

- ① 各種法令に違反している又はそのおそれのある企業等
- ② 公序良俗に反する活動を行う又はそのおそれのある企業等
- ③ 政治活動、宗教活動を行うことを目的とした企業等
- ④ 暴力団員等（広島市暴力団排除条例（平成24年条例第14号）第2条第2号に規定する暴力団員等）と関係を有している企業等
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれに類する営業を行っている企業等
- ⑥ 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生の手續中の企業等
- ⑦ 広島市の指導調整団体及び広島市が2分の1以上出資又は職員を派遣している企業等
- ⑧ その他市長が適当でないと認める企業等

2 公表の基準

企業等が次のいずれかの取組を行った場合に、市のホームページに公表します。

【公表基準1】

地域貢献活動休暇制度を新たに整備し、地域貢献活動休暇を取得できる従業員等に対し、地域貢献活動休暇制度の内容を周知することにより、当該休暇の取得促進に取り組むこと。

【公表基準2】

既存の地域貢献活動休暇制度について、地域貢献活動休暇を取得できる従業員等に対し、地域貢献活動休暇制度の内容を周知することにより、当該休暇の取得促進に取り組むこと。

ポイント！

地域貢献活動だけでなく、その他のボランティア活動等を行う場合にも取得できる休暇（年次有給休暇は除く。）についても、地域貢献活動を行う場合に取得できるものであれば、地域貢献活動休暇に含みます。

3 対象活動及び個別要件

公表の対象となる活動と公表の個別の要件は次のとおりです。

公表基準	【基準1】地域貢献活動休暇制度を新たに整備し、地域貢献活動休暇を取得できる従業員等に対し、地域貢献活動休暇制度の内容を周知することにより、当該休暇の取得促進に取り組むこと。	【基準2】既存の地域貢献活動休暇制度について、地域貢献活動休暇を取得できる従業員等に対し、地域貢献活動休暇制度の内容を周知することにより、当該休暇の取得促進に取り組むこと。
対象活動	次のいずれにも該当すること。 (1) 地域貢献活動休暇制度を新たに整備し、就業規則その他社内規定に定めたこと。 (2) 従業員等に対し、地域貢献活動休暇制度の内容を周知することにより、地域貢献活動休暇の取得促進に取り組むこと。	次のいずれにも該当すること。 (1) 就業規則その他社内規定に地域貢献活動休暇制度の定めがあること。 (2) 従業員等に対し、地域貢献活動休暇制度の内容を周知することにより、地域貢献活動休暇の取得促進に取り組むこと。
個別要件	↓ 1 上記(1)は申請の日前1年以内※に地域貢献活動休暇制度を整備したこと。 2 上記(2)の基準は以下のとおりとする。 (1) 従業員等に周知する内容が次に掲げるものを含んでいること。 ア 地域貢献活動休暇制度の内容（対象者、適用条件等を含む。） イ 取得可能日数 (2) 申請の日前1年以内※に周知を1回以上行っていること。	↓ 上記(2)の基準は以下のとおりとする。 (1) 従業員等に周知する内容が次に掲げるものを含んでいること。 ア 地域貢献活動休暇制度の内容（対象者、適用条件等を含む。） イ 取得可能日数 (2) 申請の日前1年以内※に周知を1回以上行っていること。

※申請の日前1年以内とは、本制度の開始日（令和4年8月15日）以降である必要があります。

4 公表の申請、申請単位

公表のための申請の方法や申請単位等は次のとおりです。

(1) 申請方法

公表を受けようとする企業等は、「地域貢献活動休暇制度整備促進事業公表申請書」等の必要な書類をコミュニティ再生課に提出してください。

(2) 申請単位

申請は本店等が企業等として行ってください。ただし、本店等が企業等として申請を行わない場合には、市内の支店・営業所等の事業所単位でも行うことができます。

5 公表の審査、決定

公表のための申請があった場合、次のとおり審査し、公表を決定します。

(1) 公表の審査

申請があった場合、上記「2 公表の基準」及び「3 対象活動及び個別要件」に適合するか審査を行います。

- 本店等が企業等として申請された場合は、支店・営業所等の事業所を含めて公表基準に適合しているか審査を行います。

(2) 公表の決定

審査の結果、公表を決定した場合は、公表を決定した企業等（以下「公表企業等」という。）に対し、「地域貢献活動休暇制度整備促進事業公表決定通知書」により通知するとともに、公表企業等の名称等について市のホームページに公表します。

なお、公表する企業等の名称等については、上記「4 公表の申請、申請単位」の「(2) 申請単位」の名称等とします。

6 公表内容の変更

公表の内容に変更があった場合、届出が必要です。

公表企業等は、企業名、所在地、連絡先、ホームページアドレス等に変更があったときは、速やかに「地域貢献活動休暇制度整備促進事業公表内容変更届出書」をコミュニティ再生課に提出してください。

7 公表の中止、公表の決定の取消し

公表の中止を希望する場合、届出が必要です。

(1) 公表の中止

公表企業等は、上記「1 対象となる企業等」でなくなったとき、地域貢献活動休暇制度を廃止したとき、又は公表の中止を希望するときは、「地域貢献活動休暇制度整備促進事業公表中止届出書」をコミュニティ再生課に提出してください。

届出があった場合は公表を中止し、「地域貢献活動休暇制度整備促進事業中止通知書」により通知します。

(2) 公表の決定の取消し

公表企業等が次のいずれかに該当するときは、公表の決定を取り消します。

- ① 倒産、解散等の事由により公表企業等が存在していないことが判明したとき。
- ② 「1 対象となる企業等」でなくなった、又は地域貢献活動休暇制度を廃止したにもかかわらず、届出がないとき。
- ③ 虚偽その他不正な手段により公表の決定を受けたと判明したとき。
- ④ 地域貢献活動休暇制度整備促進事業実施要綱の遵守を怠ったとき。
- ⑤ その他市長が必要と認めるとき。

公表の決定を取り消したときは、「地域貢献活動休暇制度整備促進事業公表決定取消通知書」により、通知します。

なお、公表の決定を取り消された企業等は、公表の決定を取り消された年度においては、再度公表の申請を行うことはできません。

8 公表期間

公表期間は次のとおりです。

公表の期間は、申請の日の属する年度の翌年度3月31日までとなります（「9 継続申請」の場合を除く。）。

9 継続申請

公表の継続を希望する場合は、継続申請が必要です。

公表の継続を希望する企業等は、「地域貢献活動休暇制度整備促進事業公表継続申請書」に必要な書類を添えて、公表期間終了の日の3か月前までにコミュニティ再生課に提出してください。

なお、継続申請について継続を決定した場合の公表期間は、継続申請の日の属する年度の翌々年度3月31日までとなります。

10 申請時等に提出する書類

公表の申請や継続等に当たっては、次の書類を提出する必要があります。

(1) 公表申請時及び継続申請時

【公表基準 1】

地域貢献活動休暇制度を新たに整備し、地域貢献活動休暇を取得できる従業員等に対し、地域貢献活動休暇制度の内容を周知することにより、当該休暇の取得促進に取り組むこと。

- ① 地域貢献活動休暇制度整備促進事業公表申請書（様式第 1 号）
- ② 誓約書兼同意書（様式第 2 号）
- ③ 地域貢献活動休暇制度を整備していることが分かる就業規則等の写し（就業規則の作成義務がなく、作成していない企業等については労働条件通知書の写し等）
- ④ 就業規則（変更）届の控え（労働基準監督署の受付印があるものに限る）又は、就業規則の作成義務がなく、作成していない場合は労働条件変更通知書等
- ⑤ 従業員等に対し、地域貢献活動休暇制度の内容を周知したことが分かるもの
 - ア 社内掲示で周知した場合
掲示した写真
 - イ メール、イントラネットで周知した場合
画面の写し等
 - ウ 回覧、資料配付で周知した場合
回覧、資料配付した資料
 - エ 説明会で周知した場合
実施日時、内容等説明会を実施したことが分かる資料
- ⑥ その他市長が必要と認める書類

【公表基準 2】

既存の地域貢献活動休暇制度について、地域貢献活動休暇を取得できる従業員等に対し、地域貢献活動休暇制度の内容を周知することにより、当該休暇の取得促進に取り組むこと。

- ① 地域貢献活動休暇制度整備促進事業公表申請書（様式第 1 号）
 - ※ 継続申請の場合は「地域貢献活動休暇制度整備促進事業公表継続申請書（様式第 9 号）」
- ② 誓約書兼同意書（様式第 2 号）
- ③ 地域貢献活動休暇制度を整備していることが分かる就業規則等の写し（就業規則の作成義務がなく、作成していない企業等については労働条件通知書の写し等）
- ④ 従業員等に対し、地域貢献活動休暇制度の内容を周知したことが分かるもの
 - ア 社内掲示で周知した場合
掲示した写真
 - イ メール、イントラネットで周知した場合
画面の写し等
 - ウ 回覧、資料配付で周知した場合
回覧、資料配付した資料
 - エ 説明会で周知した場合
実施日時、内容等説明会を実施したことが分かる資料
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

- ・ 本店等が企業等として申請を行う場合は、支店・営業所等の事業所と地域貢献活動休暇制度に関する規定が同一である場合に限り、本店等の就業規則のみの提出でよいものとします。

(2) 公表内容の変更（公表企業等の名称、所在地等に変更があった場合）

① 地域貢献活動休暇制度整備促進事業公表内容変更届出書（様式第5号）

(3) 公表の中止（公表企業等が公表の対象となる企業等でなくなったとき、地域貢献活動休暇制度を廃止したとき、又は公表の中止を希望するとき。）

① 地域貢献活動休暇制度整備促進事業公表中止届出書（様式第6号）

11 公表までの流れ

【公表基準1】新たに休暇制度を整備した場合

①休暇制度の整備	○従業員が地域貢献活動を行う場合に取得できる有給休暇制度（地域貢献活動休暇制度）を整備し、就業規則等に規定します。
----------	---

【公表基準2】既に休暇制度を整備している場合、継続申請の場合（②から）

②従業員への周知	○従業員に地域貢献活動休暇制度の内容を周知し、地域貢献活動休暇の取得促進に取り組みます。
----------	--

③公表の申請 （※継続の場合は、公表期間終了の日の3か月前までに継続申請）	○公表基準を満たす場合、「地域貢献活動休暇制度整備促進事業公表申請書」等の必要な書類をご提出ください。
--	---

④公表 （※公表期間は申請の日の属する年度の翌年度3月31日まで（継続の場合は翌々年度3月31日まで））	○審査の結果、公表を決定した場合は、本市のホームページで企業等の名称等について公表します。
---	---

12 Q&A

Q 本店が県外にあり、就業規則は全事業所（本店・支店・営業所等）で共通ですが、広島支店独自の取組みとして、支店の全従業員に地域貢献活動休暇制度の内容を周知し、取得の促進に取り組みました。この場合、申請単位はどこでしょうか。

A 就業規則が全事業所共通であっても、広島支店独自の取組みとして、広島支店の従業員のみを対象に地域貢献活動休暇の取得促進に取り組んだ場合は、広島支店で申請していただくこととなります。その場合、市のホームページには広島支店の名称等を公表することとなります。

申請受付、問合せ先

広島市企画総務局コミュニティ再生課

所在地：〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 市役所本庁舎11階

電話：082-504-2125

メール：community@city.hiroshima.lg.jp

広島市HP

■ページ番号

290618

検索